



ご説明内容に分かりにくい点がありましたら組合またはJF共水連までおたずねください。

組合名

JF共済 <https://www.kyosuiren.or.jp/>

A109721(2026.06.協宣40,000)
260511000081



お子様年齢(被共済者) 0歳～12歳
契約者年齢 18歳～60歳



お子様年齢(被共済者) 0歳～12歳
契約者年齢 制限なし

普通厚生共済
チョコ
こども共済
18歳満期

2026年8月改訂

教育資金を
蓄える。



病気・ケガに
備える。



万一に備える。



海難・交通事故を
上乗せ保障。



お子さまの
通院に備える。

この共済は、次の保障を希望される方におすすめする共済です。



こども共済 お子さまの学資資金や、万一の保障を確保したい。
医療共済 病気やケガによる入院・手術の医療保障をつけたい。



こども共済 お子さまの学資資金や、万一の保障を確保したい。
医療共済 病気やケガによる入院・手術の医療保障をつけたい。

保障内容がご意向と異なる場合は、組合またはJF共水連までおたずねください。

JF共済

お子さまの未来について、考えてみませんか？

お子さまにかかる教育費って？

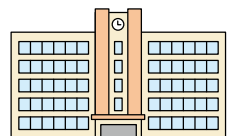
お子さまの将来のために多くの教育資金が必要となります。
たとえばお子さまが幼稚園～大学まで公立だった場合でも、
大学卒業までには合計で約853万円がかかります。



学校種別の卒業までにかかる学習費総額※

	幼稚園	小学校	中学校	高校	大学	合計
公立	約53万円	約220万円	約163万円	約178万円	約239万円 ^[国立]	約853万円
私立	約104万円	約1,046万円	約467万円	約352万円	約508万円	約2,477万円

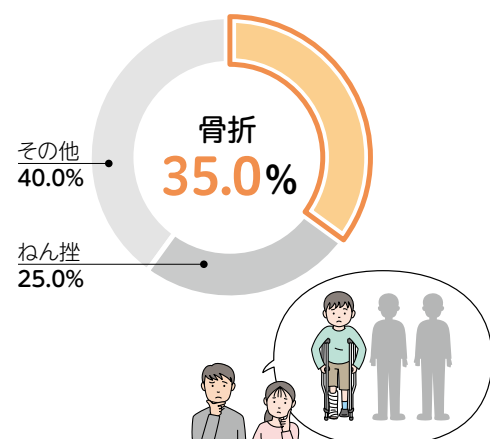
※「学習費総額」とは、学校教育費(授業料、学用品、クラブ活動費など)、給食費および学校外活動費(塾、習い事など)の総額をいいます。
幼稚園～高校は「令和5年度子供の学習費調査」(文部科学省)、大学は「令和4年度学生生活調査集計表」
(独立行政法人日本学生支援機構)をもとにJF共済連にて作成



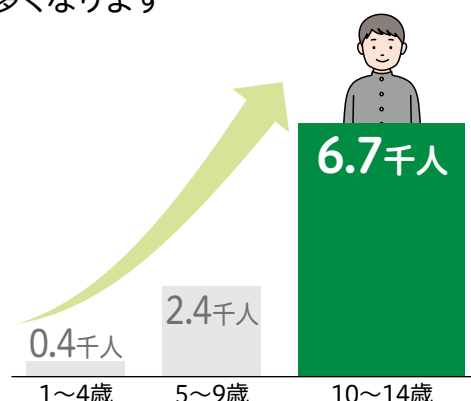
ケガで通院する人の3人に1人は「骨折」です。

ケガによる通院で一番多いのは骨折で、3人に1人(約35%)。
成長とともに行動範囲が広がるお子さまには、同時にケガのリスクも広がります。

ケガによる通院で
一番多いのは骨折で3人に1人



骨折で通院する子どもは
成長とともに
多くなります



厚生労働省「令和5年 患者調査」をもとにJF共済連にて作成



お子さまの未来のために…

JF共済の2つの「こども共済」

教育資金も病気・ケガの保障もしっかり備えられます。



お子さまの保障と
教育資金準備。

未来
こども共済
+ 医療共済 匠 ぶらす

お子様年齢(被共済者) 0歳～12歳
契約者年齢 18歳～60歳

さらにご契約者が死亡・高度障害のとき…
• 以後の共済掛金の払込みが免除されます。
• 将来の進学祝金・満期共済金が倍額となります。
• こども共済の共済金額の10%が支払われます。

お孫さまへの
教育資金援助にも最適。

希望
一時払こども共済
+ 医療共済 匠 ぶらす

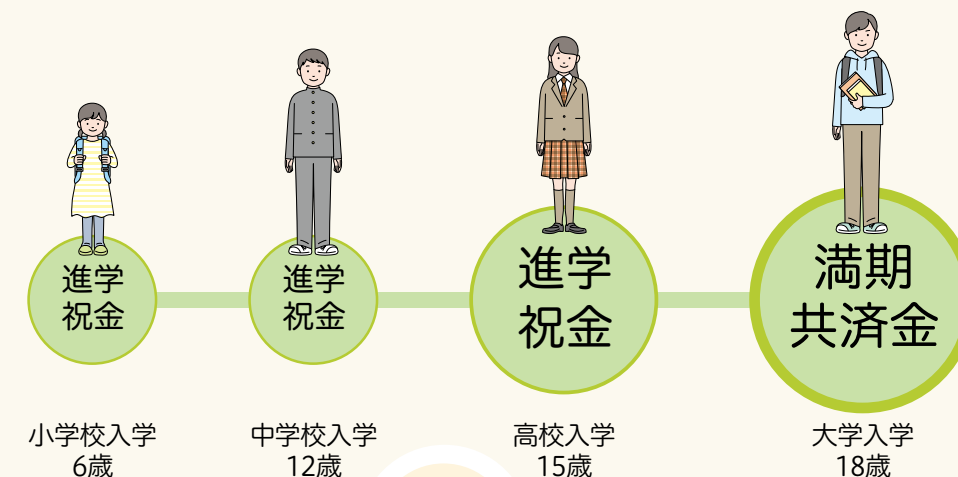
お子様年齢(被共済者) 0歳～12歳
契約者年齢 制限なし

契約者年齢に制限がないので、お孫さま
を想う祖父母の方にはぴったり。
一度に払い込んだ掛金よりも多くの共済金を
総額でお受け取りいただくことも可能です。

コツコツ積み立てて準備する「未来」と、
はじめに共済掛金を一括で払い込む「希望」。

小学校・中学校・高校入学時に進学祝金を、18歳時に満期共済金を受け取れます。

教育資金

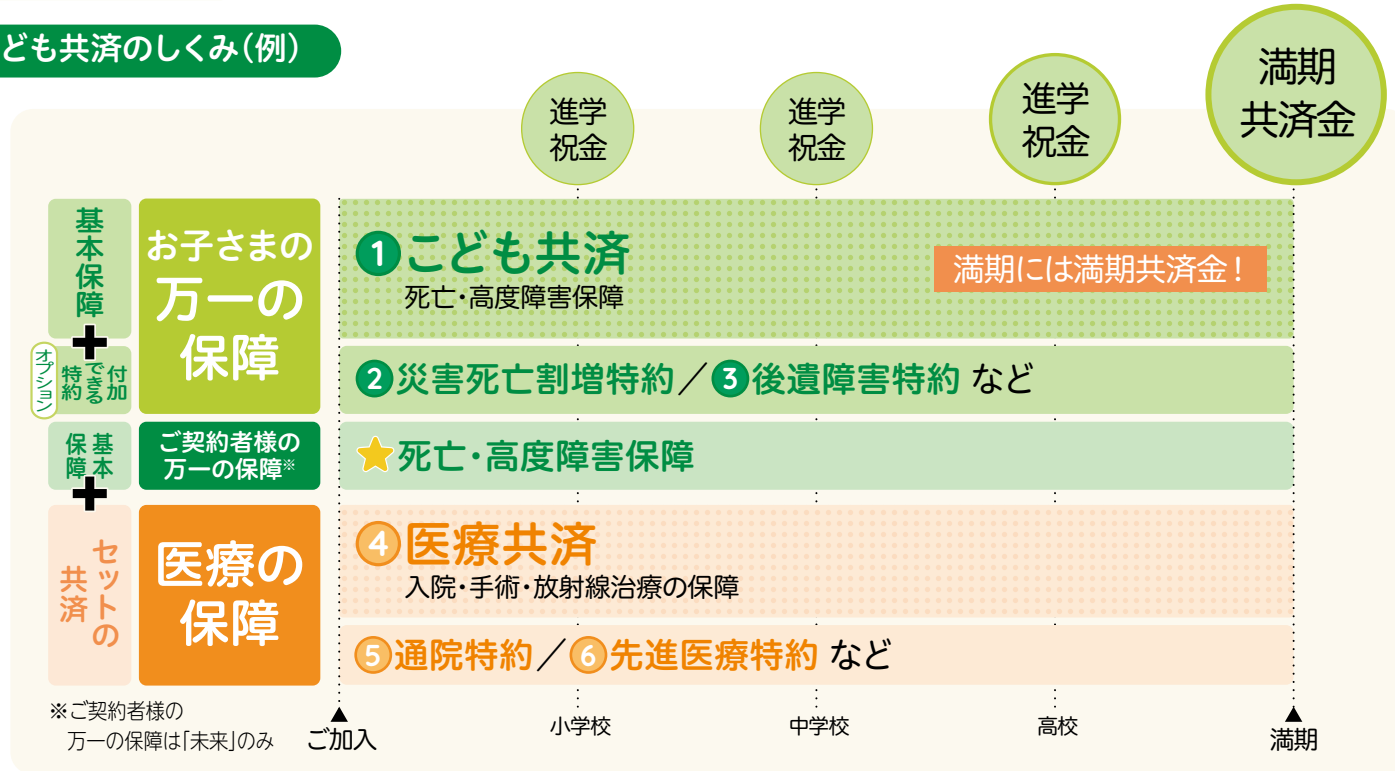


医療共済 匠 ぶらす

医療共済 匠 ぶらす / 通院特約 / 先進医療特約

教育費と病気・ケガにしっかり備え、お子さまの未来を守ります。

こども共済のしくみ(例)



共済と特約の特長

1 こども共済

万一の死亡・高度障害を**保障**します。

病気やケガで万一の場合に死亡共済金・高度障害共済金をお支払いします。
所定の高度障害となった後も、生存を条件に高度障害共済金の10%を5年間お支払いします。

将来の**教育資金**も確保できます。

小学校、中学校、高校入学時に進学祝金を、18歳時に満期共済金を受け取れます。

★ご契約者様に**万一のことがあったとき**も保障します。

ご契約者様に万一のことがあった場合、こども共済の共済金額の **10%** をお支払いします。
さらに以後の共済掛金の払込みが免除され、それぞれ **2倍** の進学祝金と満期共済金をお支払いします。

2 災害死亡割増特約 オプション

海難事故などの不慮の事故を**手厚く保障**します。

不慮の事故による万一のとき、死亡共済金・高度障害共済金に共済金を上乗せします。
海難事故や交通事故で万一の場合は、さらに給付金を上乗せしてお支払いします。

3 後遺障害特約 オプション

不慮の事故により、障害が残ったときを**153項目にわたり幅広く保障**します。

大きなケガから小さなケガまで、体の隅々にわたる後遺障害を等級別に1～12級まで、障害の状態に応じて保障します。



4 医療共済 200日型 当ページは200日型の医療共済の説明になります。*

お子さまの病気やケガでの入院を**保障**。入院時に**一時金**もお支払いします。

入院日額を5,000円に設定した場合、5,000円×入院した日数をお支払いします。
入院前の通院や検査等の費用として、入院時に入院日額の **10倍** をお支払いします。

がん治療を応援。**入院日数無制限**で保障します。

がんによる入院の場合は、**日数無制限**^{※1}で保障します。
※1 がん以外の病気・ケガによる1回の入院は200日まで。

200日以上入院には、**長期入院給付金**もお支払いします。

入院日数が200日に達したときは、入院日額の **100倍** をお支払いします。

さまざまな手術や放射線治療も一生涯保障します。

公的医療保険制度の対象となる手術・放射線治療^{※2}について、下図のとおりお支払いします。

手術保障 ^{※3}			放射線治療 ^{※3}
入院中の手術	入院中の 開頭・開胸術	外来の手術	
10万円	20万円	2.5万円	5万円
入院日額の 20倍	入院日額の 40倍	入院日額の 5倍	入院日額の 10倍
			総放射線量にかかわらず 60日に1回のお支払い

※2 「創傷処理」や「抜歯手術」などの手術を除きます。
※3 入院日額を5,000円に設定した場合



5 通院特約 オプション

お子さまの**ケガや病気の通院**に備え、所定のギプス固定期間も保障します。

ケガで5日以上通院した場合、通院日数分の共済金をお支払いします。
病気やケガで入院した場合は、退院後の通院日数分をお支払いします。
*ケガによる筋・腱・靱帯損傷で所定のギプスを装着した場合、その固定期間について
通院したものと同みなします。
*がんの場合は、退院日の翌日から200日以内の通院を通算日数無制限で保障します。

骨折したときも、手厚く保障します。

骨折と診断された場合は、通院日額の **25日分** をお支払いします。



6 先進医療特約 オプション

通算2,000万円までの**先進医療費**を保障します。

全額自己負担(公的医療保険制度の対象外)である先進医療を通算2,000万円まで保障。
「先進医療にかかる技術料」に相当する金額をお支払いします。



しっかり医療の！

医療共済 200日型

Aタイプ

1型／200万円

お子様年齢 0歳～12歳(被共済者)

契約者年齢 18歳～60歳

主な保障

万一のとき

病気 200万円

災害 400万円

海難・交通事故 60万円上乗せ

入院したとき

病気 1日5,000円

ケガ 1日5,000円

その他

通院 1日2,500円

先進医療 通算2,000万円

満期共済金

100万円

ご加入

進学祝金 (小学校) 20万円 6歳

進学祝金 (中学校) 20万円 12歳

進学祝金 (高校) 60万円 15歳

お子様の保障	万一の保障	病気	万一のとき	200万円
			高度障害となったとき (高度障害となった翌年以降)	200万円 (20万円 × 最高5回※1)
		災害	万一のとき	400万円
			高度障害となったとき (高度障害となった翌年以降)	400万円 (40万円 × 最高5回※1)
			海難事故で万一のとき※2	60万円 上乗せ
			交通事故で万一のとき	60万円 上乗せ
ご契約者様の保障	万一の保障	病気・災害	後遺障害のとき※3	(1級) 200万円 ～ (12級) 4万円
			万一のとき 高度障害となったとき	20万円 ●ご契約者様の万一のとき、以後の進学祝金、満期共済金は倍額お支払いします。 ●共済掛金の払い込みが免除となります。 進学祝金 (小学校) 40万円 進学祝金 (中学校) 40万円 進学祝金 (高校) 120万円 満期共済金 200万円

お子様の保障	医療の保障 200日型	病気・ケガ	入院したとき	給付金 50,000円	●入院共済金とは別にお支払いします。 (入院日額の10日分)
				●病気 1日あたり 5,000円	●がん以外1入院200日まで通算入院日数無制限※4
				●ケガ 1日あたり 5,000円	●1入院200日まで通算入院日数無制限※4
			手術したとき	●病気 入院中の開頭・開胸術 20万円	入院中の手術 10万円 外来の手術 2.5万円
				●ケガ 入院中の開頭・開胸術 20万円	入院中の手術 10万円 外来の手術 2.5万円
			放射線治療を受けたとき	●病気 1回あたり 5万円	●60日以内のお支払いは1回まで
				●ケガ 1回あたり 5万円	●60日以内のお支払いは1回まで
			骨折したとき※5	給付金 62,500円	●ケガにより骨折と診断確定されたときにお支払いします。 (通院日額の25日分)
			通院したとき	●病気 1日あたり 2,500円	●1回の通院を初日から最高30日まで、 がん以外通算通院日数600日まで※7
				●ケガ 1日あたり 2,500円	●がんは通算通院日数無制限
ご契約者様の保障	充実した医療の保障	先進医療	先進医療で治療等をうけたとき	1回あたり 2,000万円～1万円	●先進医療にかかる技術料が1万円以上の場合『先進医療にかかる技術料』 ●先進医療にかかる技術料が1万円未満の場合『1万円』 ●共済期間中の通算限度額は、2,000万円

保障内容 18歳満期	
こども共済	200万円
災害死亡割増特約	200万円
後遺障害特約	200万円
医療共済(入院日額) 200日型	5,000円
通院特約(通院日額)	2,500円
先進医療特約	

ご加入例		18歳満期(月払/年払)									
加入年齢	契約者(親)年齢(被共済者:男の子)										(単位:円)
	18～29歳		30～35歳		36～38歳		39～41歳		60歳		
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	
0	12,361	139,810	12,561	142,110	12,721	143,950	12,881	145,730	16,621	188,490	
1	12,941	146,350	13,121	148,590	13,281	150,310	13,421	151,990	16,981	192,550	
2	13,601	153,890	13,781	156,050	13,921	157,710	14,061	159,290	17,441	197,710	
3	14,341	162,450	14,541	164,570	14,661	166,150	14,801	167,630	18,001	204,010	
4	15,061	170,690	15,261	172,850	15,401	174,450	15,521	175,930	18,741	212,570	
5	16,061	181,930	16,241	184,030	16,381	185,590	16,501	186,950	19,541	221,650	
6	17,201	195,050	17,381	197,090	17,521	198,610	17,641	199,910	20,521	232,730	
7	18,561	210,610	18,741	212,530	18,881	214,050	18,981	215,270	21,701	246,270	
8	20,221	229,310	20,361	231,130	20,501	232,630	20,601	233,790	23,161	263,010	
9	22,221	252,190	22,361	253,890	22,501	255,370	22,601	256,490	25,001	283,970	
10	24,601	279,370	24,741	281,030	24,881	282,570	24,981	283,690	27,361	310,910	
11	27,821	315,940	27,941	317,440	28,081	318,980	28,181	320,080	30,421	345,620	
12	32,101	364,780	32,221	366,120	32,341	367,620	32,441	368,720	34,541	392,520	

加入年齢	契約者(親)年齢(被共済者:女の子) (単位:円)									
	18～29歳		30～35歳		36～38歳		39～41歳		60歳	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払
0	12,271	139,115	12,471	141,415	12,631	143,235	12,791	145,015	16,531	187,775
1	12,851	145,655	13,031	147,875	13,191	149,615	13,331	151,295	16,891	191,835
2	13,511	153,175	13,691	155,335	13,831	156,995	13,971	158,575	17,351	196,995
3	14,251	161,755	14,451	163,855	14,571	165,435	14,711	166,915	17,891	203,275
4	14,971	169,975	15,171	172,155	15,311	173,755	15,431	175,215	18,651	211,835
5	15,971	181,215	16,151	183,315	16,291	184,875	16,411	186,255	19,451	220,935
6	17,111	194,335	17,291	196,375	17,431	197,895	17,551	199,195	20,411	232,015
7	18,471	209,895	18,651	211,815	18,791	213,335	18,891	214,555	21,611	245,555
8	20,111	228,545	20,271	230,345	20,411	231,845	20,511	233,025	23,071	262,225
9	22,131	251,405	22,271	253,105	22,411	254,585	22,511	255,705	24,911	283,185
10	24,511	278,585	24,651	280,245	24,791	281,785	24,891	282,905	27,271	310,125
11	27,711	315,185	27,851	316,685	27,991	318,225	28,091	319,345	30,331	344,865
12	32,011	364,025	32,131	365,365	32,251	366,865	32,351	367,965	34,431	391,765

※上記は共済掛金の概要です。詳細については、お近くの組合にご確認ください。

- ※1 高度障害となった場合には、翌年以降継続して高度障害の状態で生存していることを条件にお支払いします。
- ※2 海難事故には、海、河川、湖沼への転落または、それらにおける遊泳中に発生した事故を含みます。なお、海難事故と交通事故は重複してお支払いしません。
- ※3 第1級後遺障害の状態となり、30日を経過し生存しているときは、高度障害共済金とは別にお支払いします。
- ※4 統合失調症等は通算入院日数700日まで
- ※5 骨折の対象部位:頭がい、せき柱、体幹、四肢
なお、骨折しょう症を要因とする骨折はお支払いの対象外となります。
- ※6 筋、腱または靱帯の損傷の場合、所定のギプス固定期間を通院保障(手、足関節以上)
- ※7 統合失調症等は通算通院日数350日まで
- ※8 打撲、擦過傷、挫傷、捻挫、挫創、挫滅創または切創の場合は、1回の通院日数は最高45日まで

- 先進医療とは、治療を受けられたときにおいて厚生労働大臣が定める先進医療をいいます。詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。
- 先進医療にかかる手術や放射線治療のほか、検査や診断も保障。

※据置割戻金は、今後の経済情勢や決算状況により支払われないことがあります。

お手軽医療の！

未来

こども共済

医療共済

医療共済 60日型

タイプ1型／200万円

お子様年齢 0歳～12歳(被共済者)

契約者年齢 18歳～60歳

主な保障

万-のとき

病気 200万円

災害 400万円

海難・交通事故 60万円上乗せ

入院したとき

病気 1日5,000円

ケガ 1日5,000円

その他

通院 1日2,500円

先進医療 通算2,000万円

満期共済金 100万円

ご加入

進学祝金 (小学校) 20万円 6歳

進学祝金 (中学校) 20万円 12歳

進学祝金 (高校) 60万円 15歳

満期共済金 100万円 18歳

お子様の保障

万-の保障

病気

万-のとき 200万円

高度障害となったとき 200万円 (20万円 × 最高5回※1)

災害

万-のとき 400万円

高度障害となったとき 400万円 (40万円 × 最高5回※1)

海難事故で万-のとき※2 60万円 上乗せ

交通事故で万-のとき 60万円 上乗せ

後遺障害のとき※3 (1級) 200万円 ～ (12級) 4万円

ご契約者様の保障

万-の保障

病気・災害

万-のとき 20万円

高度障害となったとき 40万円 進学祝金 (小学校) 40万円 進学祝金 (中学校) 120万円 満期共済金 200万円

お子様の保障

医療の保障 60日型

充実した医療の保障

病気・ケガ

入院したとき

がんは1入院・通算入院日数無制限

日帰り入院から保障！

給付金 1円

病気 1日あたり 5,000円

ケガ 1日あたり 5,000円

手術したとき

病気 入院中の開頭・開胸術 5万円 入院中の手術 5万円 外来の手術 2.5万円

ケガ 入院中の開頭・開胸術 5万円 入院中の手術 5万円 外来の手術 2.5万円

放射線治療を受けたとき

病気 1回あたり 5万円

ケガ 1回あたり 5万円

骨折したとき※5

給付金 62,500円

ケガにより骨折と診断確定されたときにお支払いします。(通院日額の25日分)

通院したとき

がんは退院日の翌日から200日以内の通院を日数無制限で保障！

ギブス固定期間も保障！※6

病気 1日あたり 2,500円

病気で入院後1日以上通院したときに初日から保障します。

ケガ 1日あたり 2,500円

1回の通院を初日から最高30日まで、がん以外通算通院日数600日まで※7

がんは通算通院日数無制限

1回の通院を初日から最高90日まで、通算通院日数600日まで※7※8

5日以上通院したとき、あるいは入院後1日以上通院したときに初日から保障します。

先進医療で治療等をうけたとき

1回あたり 2,000万円～1万円

先進医療にかかる技術料が1万円以上の場合『先進医療にかかる技術料』

先進医療にかかる技術料が1万円未満の場合『1万円』

共済期間中の通算限度額は、2,000万円

保障内容 18歳満期

こども共済 200万円

災害死亡割増特約 200万円

後遺障害特約 200万円

医療共済(入院日額)60日型 5,000円

通院特約(通院日額) 2,500円

先進医療特約

ご加入例

18歳満期(月払/年払)

加入年齢

契約者(親)年齢(被共済者:男の子)

(単位:円)

18～29歳

30～35歳

36～38歳

39～41歳

60歳

月払

年払

月払

年払

月払

年払

月払

年払

月払

年払

0

11,961

135,260

12,161

137,560

12,321

139,400

12,481

141,180

16,221

183,940

1

12,541

141,800

12,721

144,040

12,881

145,760

13,021

147,440

16,581

188,000

2

13,201

149,340

13,381

151,500

13,521

153,160

13,661

154,740

17,041

193,160

3

13,941

157,900

14,141

160,020

14,261

161,600

14,401

163,080

17,601

199,460

4

14,661

166,140

14,861

168,300

15,001

169,900

15,121

171,380

18,341

208,020

5

15,661

177,380

15,841

179,480

15,981

181,040

16,101

182,400

19,141

217,100

6

16,801

190,500

16,981

192,540

17,121

194,060

17,241

195,360

20,121

228,180

7

18,161

206,060

18,341

207,980

18,481

209,500

18,581

210,720

21,301

241,720

8

19,821

224,760

19,961

226,580

20,101

228,080

20,201

229,240

22,761

258,460

9

21,821

247,640

21,961

249,340

22,101

250,820

22,201

251,940

24,601

279,420

10

24,201

274,820

24,341

276,480

24,481

278,020

24,581

279,140

26,961

306,360

11

27,421

311,440

27,541

312,940

27,681

314,480

27,781

315,580

30,021

341,120

12

31,701

360,280

31,821

361,620

31,941

363,120

32,041

364,220

34,141

388,020

加入年齢

契約者(親)年齢(被共済者:女の子)

(単位:円)

18～29歳

30～35歳

36～38歳

39～41歳

60歳

月払

年払

月払

年払

月払

年払

月払

年払

月払

年払

0

11,871

134,315

12,071

136,615

12,231

138,435

12,391

140,215

16,131

182,975

1

12,451

140,855

12,631

143,075

12,791

144,815

12,931

146,495

16,491

187,035

2

13,111

148,375

13,291

150,535

13,431

152,195

13,571

153,775

16,951

192,195

3

13,851

156,955

14,051

159,055

14,171

160,635

14,311

162,115

17,491

198,475

4

14,571

165,175

14,771

167,355

14,911

168,955

15,031

170,415

18,251

207,035

5

15,571

176,415

15,751

178,515

15,891

180,075

16,011

181,455

19,051

216,135

6

16,711

189,535

16,891

191,575

17,031

193,095

17,151

194,395

20,011

227,215

7

18,071

205,095

18,251

207,015

18,391

208,535

18,491

209,755

21,211

240,755

8

19,711

223,795

19,871

225,595

20,011

227,095

20,111

228,275

22,671

257,475

9

21,731

246,655

21,871

248,355

22,011

249,835

22,111

250,955

24,511

278,435

10

24,111

273,835

24,251

275,495

24,391

277,035

24,491

278,155

26,871

305,375

11

27,311

310,435

27,451

311,935

27,591

313,475

27,691

314,595

29,931

340,115

12

31,611

359,275

31,731

360,615

31,851

362,115

31,951

363,215

34,031

387,015

※上記は共済掛金の概要です。詳細については、お近くの組合にご確認ください。

※1 高度障害となった場合には、翌年以降継続して高度障害の状態 で生存していることを条件にお支払いします。

※2 海難事故には、海、河川、湖沼への転落または、それらにおける遊泳中に発生した事故を含みます。なお、海難事故と交通事故は重複してお支払いしません。

※3 第1級後遺障害の状態となり、30日を経過し生存しているときは、高度障害共済金とは別にお支払いします。

※4 統合失調症等は通算入院日数700日まで

※5 骨折の対象部位:頭がい、せき柱、体幹、四肢

なお、骨折しょう症を要因とする骨折はお支払いの対象外となります。

※6 筋、腱または靱帯の損傷の場合、所定のギブス固定期間を通院保障(手、足関節以上)

※7 統合失調症等は通算通院日数350日まで

※8 打撲、擦過傷、挫傷、捻挫、挫創、挫滅創または切創の場合は、1回の通院日数は最高45日まで

●先進医療とは、治療を受けられたときにおいて厚生労働大臣が定める先進医療をいいます。詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。

●先進医療にかかる手術や放射線治療のほか、検査や診断も保障。

*据置割戻金は、今後の経済情勢や決算状況により支払われないことがあります。

7

お子さまの未来

こども共済のしくみ

こども共済のプラン

一時払こども共済のしくみ

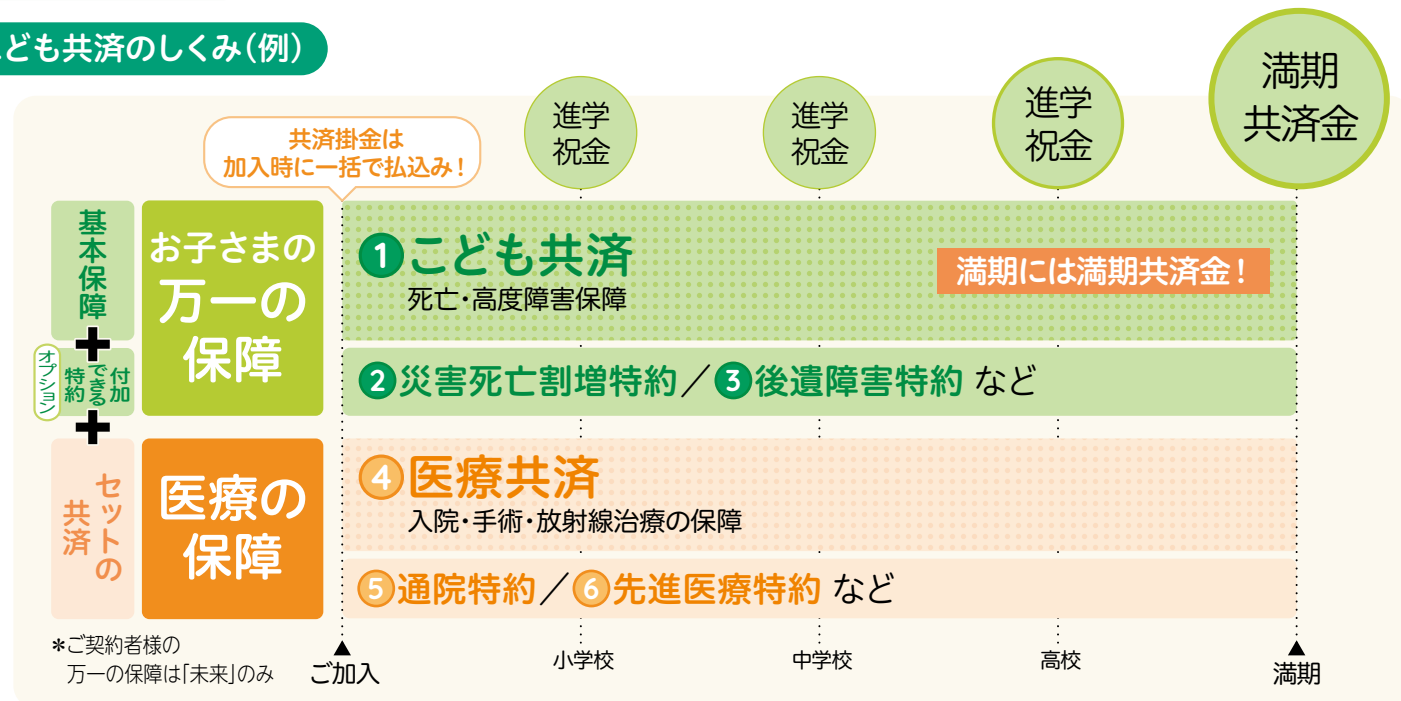
一時払こども共済のプラン

契約概要

8

教育費と病気・ケガにしっかり備え、お子さまの未来を守ります。

こども共済のしくみ(例)



共済と特約の特長

1 こども共済

万一の死亡・高度障害を**保障**します。

病気やケガで万一の場合に死亡共済金・高度障害共済金をお支払いします。
所定の高度障害となった後も、生存を条件に高度障害共済金の10%を5年間お支払いします。

将来の**教育資金**も確保できます。

小学校、中学校、高校入学時に進学祝金を、18歳時に満期共済金を受け取れます。

[0歳女子・共済金額200万円の場合]	一時払共済掛金	総受取共済金額				お役立ち率 ^{※1※2}
		2,000,000円	小学校進学祝金	中学校進学祝金	高校進学祝金	
	1,802,640円		20万円	20万円	60万円	約110.95%
			20万円	20万円	100万円	

※1 お役立ち率は総受取共済金額を払込共済掛金の総額(一時払共済掛金)で割ったものです。

※2 一時払こども共済のみをご契約された場合の数値です。医療共済や特約を付加した場合、一時払共済掛金とお役立ち率は異なります。

2 災害死亡割増特約 オプション

海難事故などの不慮の事故を**手厚く保障**します。

不慮の事故による万一のとき、死亡共済金・高度障害共済金に共済金を上乗せします。
海難事故や交通事故で万一の場合は、さらに給付金を上乗せしてお支払いします。

3 後遺障害特約 オプション

不慮の事故により、障害が残ったときを**153項目にわたり幅広く保障**します。

大きなケガから小さなケガまで、体の隅々にわたる後遺障害を等級別に1～12級まで、障害の重さに応じて保障します。



4 医療共済 200日型 当ページは200日型の医療共済の説明になります。*

お子さまの病気やケガでの入院を**保障**。入院時に**一時金**もお支払いします。

入院日額を5,000円に設定した場合、5,000円×入院した日数をお支払いします。
入院前の通院や検査等の費用として、入院時に入院日額の**10倍**をお支払いします。

がん治療を応援。**入院日数無制限**で保障します。

がんによる入院の場合は、**日数無制限^{※1}**で保障します。
※1 がん以外の病気・ケガによる1回の入院は200日まで。

200日以上入院には、**長期入院給付金**もお支払いします。

入院日数が200日に達したときは、入院日額の**100倍**をお支払いします。

さまざまな手術や放射線治療も保障します。

公的医療保険制度の対象となる手術・放射線治療^{※2}について、下図のとおりお支払いします。

手術保障 ^{※3}			放射線治療 ^{※3}
入院中の手術	入院中の開頭・開胸術	外来の手術	
10万円	20万円	2.5万円	5万円
入院日額の20倍	入院日額の40倍	入院日額の5倍	入院日額の10倍
			総放射線量にかかわらず60日に1回のお支払い

※2 「創傷処理」や「抜歯手術」などの手術を除きます。

※3 入院日額を5,000円に設定した場合



5 通院特約 オプション

お子さまの**ケガや病気の通院**に備え、所定のギプス固定期間も保障します。

ケガで5日以上通院した場合、通院日数分の共済金をお支払いします。
病気やケガで入院した場合は、退院後の通院日数分をお支払いします。
*ケガによる筋・腱・靱帯損傷で所定のギプスを装着した場合、その固定期間について通院したものと同みなします。
*がんの場合は、退院日の翌日から200日以内の通院を通算日数無制限で保障します。

骨折したときも、手厚く保障します。

骨折と診断された場合は、通院日額の**25日分**をお支払いします。



6 先進医療特約 オプション

通算2,000万円までの**先進医療費**を保障します。

全額自己負担(公的医療保険制度の対象外)である先進医療を通算2,000万円まで保障。
「先進医療にかかる技術料」に相当する金額をお支払いします。



しっかり医療の！



医療共済 200日型

A

タイプ

1型／200万円

お子様年齢 0歳～12歳(被共済者)

契約者年齢 制限なし

主な保障

万-のとき

病気 200万円

災害 400万円

海難・交通事故 60万円上乗せ

入院したとき

病気 1日5,000円

ケガ 1日5,000円

進学祝金 (小学校) 20万円

6歳

進学祝金 (中学校) 20万円

12歳

進学祝金 (高校) 60万円

15歳

満期共済金 100万円

18歳

ご加入

*保障内容はライフプランやご希望に合わせて、設定いただけます。
詳細については、お近くの組合にご確認ください。

お子様の保障	万-の保障	病気	万-のとき	200万円
			高度障害となったとき (高度障害となった翌年以降)	200万円 (20万円×最高5回※1)
		災害	万-のとき	400万円
			高度障害となったとき (高度障害となった翌年以降)	400万円 (40万円×最高5回※1)
			海難事故で万-のとき※2	60万円 上乗せ
			交通事故で万-のとき	60万円 上乗せ
+ 障害後遺			後遺障害のとき※3	(1級) 200万円 ~ (12級) 4万円

お子様の保障	医療の保障 200日型	+ 充実した医療の保障	病気・ケガ	入院したとき	がんは1入院・通算入院日数無制限	給付金 50,000円	●入院共済金とは別にお支払いします。 (入院日額の10日分)
					日帰り入院から保障!	●病気 1日あたり 5,000円	●がん以外1入院200日まで通算入院日数無制限※4
				手術したとき		●ケガ 1日あたり 5,000円	●1入院200日まで通算入院日数無制限※4
				放射線治療を受けたとき		●病気 1回あたり 5万円	●60日以内のお支払いは1回まで
						●ケガ 1回あたり 5万円	●60日以内のお支払いは1回まで
				骨折したとき※5		給付金 62,500円	●ケガにより骨折と診断確定されたときにお支払いします。 (通院日額の25日分)
				通院したとき	がんは退院日の翌日から200日以内の通院を日数無制限で保障!	●病気 1日あたり 2,500円	●1回の通院を初日から最高30日まで、 がん以外通算通院日数600日まで※7
					ギプス固定期間も保障!※6	●ケガ 1日あたり 2,500円	●がんは通算通院日数無制限
						5日以上通院したとき、あるいは入院後1日以上通院したとき	●1回の通院を初日から最高90日まで、通算通院日数600日まで※7※8
医先療進				先進医療で治療等をうけたとき		1回あたり 2,000万円～1万円	●先進医療にかかる技術料が1万円以上の場合『先進医療にかかる技術料』 ●先進医療にかかる技術料が1万円未満の場合『1万円』 ●共済期間中の通算限度額は、2,000万円

保障内容 18歳満期	
こども共済	200万円
災害死亡割増特約	200万円
後遺障害特約	200万円
医療共済(入院日額) 200日型	5,000円
通院特約(通院日額)	2,500円
先進医療特約	

ご加入例 (一時払)			
加入年齢	男の子(被共済者) (単位:円)	加入年齢	女の子(被共済者) (単位:円)
0	2,181,164	0	2,169,347
1	2,175,702	1	2,164,517
2	2,170,721	2	2,160,127
3	2,165,685	3	2,155,708
4	2,138,090	4	2,128,828
5	2,133,175	5	2,124,529
6	2,128,186	6	2,120,161
7	2,123,591	7	2,116,182
8	2,118,922	8	2,111,640
9	2,114,239	9	2,107,632
10	2,097,950	10	2,092,152
11	2,093,101	11	2,088,324
12	2,088,807	12	2,084,696

*上記は共済掛金の概要です。詳細については、お近くの組合にご確認ください。

- ※1 高度障害となった場合には、翌年以降継続して高度障害の状態で生存していることを条件にお支払いします。
- ※2 海難事故には、海、河川、湖沼への転落または、それらにおける遊泳中に発生した事故を含みます。なお、海難事故と交通事故は重複してお支払いしません。
- ※3 第1級後遺障害の状態となり、30日を経過し生存しているときは、高度障害共済金とは別にお支払いします。
- ※4 統合失調症等は通算入院日数700日まで
- ※5 骨折の対象部位:頭がい、せき柱、体幹、四肢
なお、骨折しように症を要因とする骨折はお支払いの対象外となります。
- ※6 筋、腱または靱帯の損傷の場合、所定のギプス固定期間を通院保障(手、足関節以上)
- ※7 統合失調症等は通算通院日数350日まで
- ※8 打撲、擦過傷、挫傷、捻挫、挫創、挫滅創または切創の場合は、1回の通院日数は最高45日まで

●先進医療とは、治療を受けられたときにおいて厚生労働大臣が定める先進医療をいいます。詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。
●先進医療にかかる手術や放射線治療のほか、検査や診断も保障。
*据置割戻金は、今後の経済情勢や決算状況により支払われないことがあります。

教育資金を造成！



Bタイプ
1型／200万円
お子様年齢 0歳～12歳(被共済者)
契約者年齢 制限なし

*保障内容はライフプランやご希望に合わせて、設定いただけます。
詳細については、お近くの組合にご確認ください。

主な保障
万一のとき
病気 200万円 災害 200万円

ご加入

進学祝金
(小学校)
20万円
6歳

進学祝金
(中学校)
20万円
12歳

進学祝金
(高校)
60万円
15歳

満期
共済金
100万円
18歳

お子様の保障

万一の保障

後遺障害

病気

災害

万一のとき

200万円

高度障害となったとき
(高度障害となった翌年以降)

200万円 (20万円 × 最高5回※1)

万一のとき

200万円

高度障害となったとき
(高度障害となった翌年以降)

200万円 (20万円 × 最高5回※1)

海難事故で万一のとき※2

—

交通事故で万一のとき

—

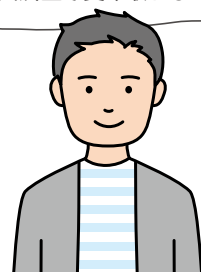
後遺障害のとき※3

—

☑ こんな方におすすめです！

●教育資金を造成したい方

掛金以上の共済金を受け取れる！



●お孫さまの学費を準備したい
おじいさま、おばあさま

孫のためにひと肌めごうか！



●まとまった資金が
手元にある方

今あるお金を
子どもの未来に！



●すでに自分の死亡保障は
十分という親御さま

子どものためにだけ
入りたい！



保障内容 18歳満期

子ども共済

200万円

ご加入例

(一時払)

加入年齢	男の子(被共済者) (単位:円)	加入年齢	女の子(被共済者) (単位:円)
0	1,806,120	0	1,802,640
1	1,820,960	1	1,817,660
2	1,836,280	2	1,833,120
3	1,851,760	3	1,848,760
4	1,844,680	4	1,841,940
5	1,860,280	5	1,857,700
6	1,876,020	6	1,873,600
7	1,891,940	7	1,889,680
8	1,908,000	8	1,905,900
9	1,924,260	9	1,922,320
10	1,928,700	10	1,927,060
11	1,945,140	11	1,943,660
12	1,961,740	12	1,960,460

*上記は共済掛金の概要です。詳細については、お近くの組合にご確認ください。

※1 高度障害となった場合には、翌年以降継続して高度障害の状態で生存していることを条件にお支払いします。

※2 海難事故には、海、河川、湖沼への転落または、それらにおける遊泳中に発生した事故を含みます。なお、海難事故と交通事故は重複してお支払いしません。

※3 第1級後遺障害の状態となり、30日を経過し生存しているときは、高度障害共済金とは別にお支払いします。

*据置割戻金は、今後の経済情勢や決算状況により支払われないことがあります。

お役立ち率
0歳女子の場合

保障内容
万一のとき
200万円

一時払共済掛金

1,802,640円

総受取共済金額

2,000,000円

お役立ち率※1※2

約110.95%

※1 お役立ち率は総受取共済金額を払込共済掛金の総額(一時払共済掛金)で割ったものです。

※2 一時払子ども共済のみをご契約された場合の数値です。医療共済や特約を付加した場合、一時払共済掛金とお役立ち率は異なります。

お子さまの未来

こども共済のしくみ

こども共済のプラン

一時払こども共済のしくみ

一時払こども共済のプラン

契約概要

契約概要

ご契約に関する重要事項

この契約概要はご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい主な事項を記載しています。ご契約の前に必ず「パンフレット」や「ご契約のしおり・共済約款」とあわせてお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。ご契約に際しては、「ご契約に関する重要事項 注意喚起情報」も必ずお読みください。

1 共済制度の仕組みおよび引受条件等について

(1) 共済制度の仕組み

- ①こども共済は、共済契約者または被共済者が共済期間内に死亡し、もしくは高度障害等の状態になられたとき、または被共済者が一定期日に生存されているときに共済金をお支払いする共済です。お子様を被共済者、ご両親のいずれかまたはご親族を共済契約者とする共済です。
- ②こども共済は、医療共済を合わせて契約することができます。
- ③共済金のお支払いについて

●こども共済の共済金のお支払い

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
死亡共済金	被共済者が共済期間内に死亡したこと。	こども共済の共済金額	共済契約者
高度障害共済金	被共済者が責任開始の日以後に生じた傷害または疾病により、共済期間内に高度障害になったこと。	こども共済の共済金額	共済契約者
高度障害特別給付金	高度障害共済金を支払った場合であって、その高度障害共済金の支払事由が発生した日の翌日以後5年の間に到来するその支払事由が発生した日の年の応当日に、被共済者が継続して高度障害の状態で生存していたこと。	高度障害共済金の額×10%	共済契約者
契約者死亡共済金	共済契約者が共済期間内に死亡したこと。	こども共済の共済金額×10%	被共済者
契約者高度障害共済金	共済契約者が責任開始の日以後に生じた傷害または疾病により、共済期間内に高度障害になったこと。	こども共済の共済金額×10%	被共済者
進学祝金	被共済者が入学年齢に達する日の翌日の属する年度の2月1日に生存していたこと。	こども共済の共済金額×被共済者の加入年齢による支払率※1	共済契約者
満期共済金	被共済者が共済期間の満了するまで生存していたこと。		

●医療共済の共済金のお支払い

共済金の種類	支払事由	共済金の額		共済金受取人
		200日型	60日型	
入院共済金	被共済者が責任開始の日以後に生じた不慮の事故または疾病により共済期間内に入院したこと。	医療共済の共済金額×入院日数		被共済者
入院前費用給付金	被共済者が責任開始の日以後に生じた不慮の事故または疾病により共済期間内に入院したこと。	医療共済の共済金額×10	—	被共済者
長期入院給付金	被共済者が責任開始の日以後に生じた不慮の事故または疾病により共済期間内に入院をし、入院日数が200日に達したこと。	医療共済の共済金額×100	—	被共済者
手術共済金	被共済者が責任開始の日以後に生じた不慮の事故または疾病により共済期間内に手術を受けたこと。	ア.入院中の手術	医療共済の共済金額×20	医療共済の共済金額×10 被共済者
		イ.入院中の開頭術または開胸術	アの共済金額＋医療共済の共済金額×20	
		ウ.外来手術	医療共済の共済金額×5	
放射線治療共済金	被共済者が責任開始の日以後に生じた不慮の事故または疾病により共済期間内に放射線治療を受けたこと。	医療共済の共済金額×10		被共済者

(2) 共済期間

- こども共済の共済期間は、被共済者の18歳満期です。

(3) 引受条件

①契約・加入年齢	共済契約者の契約年齢	18歳～60歳	②共済金額の最高限度額	被共済者の加入年齢	0歳～5歳	6歳～12歳
	被共済者の加入年齢	0歳～12歳			告知書扱い	告知書扱い
				死亡共済金額(こども共済)	500万円	500万円
				入院共済金額(医療共済)	5,000円	10,000円

(4) こども共済および医療共済に付加できる主な特約

特約名	特約概要	最低限度額	最高限度額	契約単位
災害死亡割増特約	不慮の事故による死亡・高度障害を保障する特約	10万円	500万円	10万円
後遺障害特約	不慮の事故による後遺障害を保障する特約	10万円	1,000万円	10万円
短期入院特約	1回の入院支払日数を60日限度とする特約	—	—	—
通院特約	不慮の事故による通院または入院後の通院を保障し、骨折時に一時金を支払う特約	500円	5,000円	500円
先進医療特約	先進医療による療養を保障する特約	—	—	—

*被共済者の健康状態によっては、特別支払条件特約を付加してお引受する場合があります。その場合には、共済金の額、共済金額の最高限度等の制限があります。
*医療共済の共済金額は短期入院特約を付加した場合は60日型、付加しない場合は200日型となります。

※1 進学祝金・満期共済金の支払率	ご契約時被共済者加入年齢	小学校進学祝金(6歳)	中学校進学祝金(12歳)	高校進学祝金(15歳)	満期共済金(18歳)
	0歳～3歳	10%	10%	30%	50%
	4歳～9歳	—	10%	30%	60%
	10歳～12歳	—	—	30%	70%

*契約者が死亡した場合は、それ以降の支払率が2倍となります。

2 共済掛金について

(1) 共済掛金の算出について

- 被共済者の加入年齢・性別、共済契約者の年齢、保障内容等により、共済掛金は異なります。

(2) 共済掛金の払込期間について

- 共済期間の満了時まで、共済掛金をお支払いいただきます。

(3) 共済掛金の払込方法について

- ①共済掛金の払込方法は、年払、半年払、月払のいずれかからご選択できます。
- ②2回目以降の共済掛金は口座振替により払込むことができます。

*その他共済掛金のお取り扱いについては、組合担当者にご確認ください。

3 割戻金について

- (1) 割戻金は確定したものではなく、今後の経済情勢、決算結果等により支払われないことがあります。

- (2) 割戻金は、死亡共済金が支払われる等の共済契約が消滅するとき、または共済期間が満了するまで据え置いています。

4 解約返戻金について

- (1) やむを得ずご契約を解約された場合であっても、ご契約時の年齢や共済期間などに応じて算出された解約返戻金をお支払いします。

- (2) ご契約後短期間で解約された場合は、解約返戻金がない場合があります。

- (3) 医療共済および付加する特約(災害死亡割増特約、後遺障害特約、短期入院特約、生活習慣病特約、女性疾病入院特約、通院特約、先進医療特約)には、解約返戻金はありません。

5 共済金をお支払いできない場合について

- ご契約関係者の故意または重大な過失、運転資格を持たないで運転している間、または酒気帯び運転している間などによる事故については、共済金をお支払いできません。

参考資料

〈後遺障害等級表より抜粋〉

等級	後遺障害の状態	支払率	等級	後遺障害の状態	支払率
第1級	両眼の視力が0.02以下になったもの	100%	第7級	1足の足指の全部の用を全く永久に失ったもの	30%
第2級	1上肢を手関節以上で失ったもの	80%	第8級	1足の母指を失ったもの	20%
第3級	両足の足指の全部を失ったもの	70%	第9級	1手の母指および示指以外の1手指を失ったもの	10%
第4級	両眼の視力が0.1以下になったもの	60%	第10級	1足の第2足指以下の1足指を失ったもの	5%
第5級	1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったもの	50%	第11級	1耳の耳かくの大部分を欠損したもの	3%
第6級	せき柱に運動障害を残すもの	40%	第12級	1手の母指および示指以外の指骨の一部を失ったもの	2%

〈疾病重度障害状態〉

1	両眼の視力が0.06以下になったもの	13	肺機能に著しい障害を残したもの
2	1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの	14	心臓疾病により恒久的に心臓ペースメーカーまたは人工弁を装着したもの
3	両耳の聴力を全く永久に失ったもの	15	じん臓の機能を失ったもの
4	そしゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの	16	肝臓の機能に著しい障害を残したもの
5	1上肢を手関節以上で失ったもの	17	人工肛門を造設し、かつ、尿路変更術を施したもの、完全尿失禁状態にあるものまたはカテーテル留置もしくは自己導尿の常時施行を必要とするもの
6	1上肢の用を全く永久に失ったもの	18	インシュリン治療を受け、かつ、糖代謝障害による合併症を原因として増殖性硝子体網膜症手術を受けたもの
7	両手の手指の用を全く永久に失ったもの	19	じん臓移植術を受けたもの(自家じん臓移植術を除きます。)
8	1下肢を足関節以上で失ったもの	20	肝移植術を受けたもの
9	1下肢の用を全く永久に失ったもの	21	心臓移植術を受けたもの(心臓弁移植術を除きます。)
10	両足の足指の全部を失ったもの	22	肺移植術を受けたもの
11	精神に著しい障害(精神活性物質常用障害を除きます。))を残し、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており、極めて単純で軽易な労務のほかにはつづことができないもの	23	すい臓移植術を受けたもの(すい臓移植術を除きます。)
12	中枢神経疾患により神経系統の機能に著しい障害を残し、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており、極めて単純で軽易な労務のほかにはつづことができないもの	24	小腸移植術を受けたもの
		25	すい臓の全摘出術を受けたもの
		26	ぼうこうの全摘出術を受けたもの

*契約者が死亡した場合又は、契約者と被共済者のいずれかがケガにより所定の後遺障害の状態となった場合もしくは、病気により重度の障害状態となった場合に共済掛金の払込みは免除されます。

〈通院共済金のお支払い事由〉

- 被共済者がこの特約の効力発生の日または、復活の日以後の不慮の事故により、その不慮の事故のあった日から30日以内に通院し、通院日数が5日以上となったとき。ただし、その事故のあった日から、180日以内の通院に限ります。
- 被共済者が不慮の事故により入院(入院共済金が支払われた、または支払われることとなったものに限る。))し、その入院の退院日の翌日から120日以内に通院したとき。
- 被共済者が疾病により入院(入院共済金を支払い、または支払うこととなったものに限る)し、その入院の退院日翌日から120日以内※1に通院したとき。

※1 悪性新生物を原因とする場合は200日以内となります。

〈骨折給付金のお支払い事由〉

- 被共済者が責任開始の日以後に生じた不慮の事故を直接の原因として、共済期間内に頭がい、せき柱、体幹もしくは四肢※1を骨折したと診断確定※2されたとき。
- ※1 「四肢」とは、手関節および足関節以上をいいます。
- ※2 骨折の診断は、医師または歯科医師によってなされることを要します。

〈先進医療共済金について〉

- 先進医療共済金は、公的医療保険制度における評価療養のうち、療養を受けられた日において、厚生労働大臣の定める先進医療に該当する場合にお支払いします。
- なお、先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。

契約概要

ご契約に関する重要事項

この契約概要はご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい主な事項を記載しています。ご契約の前に必ず「パンフレット」や「ご契約のしおり・共済約款」とあわせてお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。ご契約に際しては、「ご契約に関する重要事項 注意喚起情報」も必ずお読みください。

1 共済制度の仕組みおよび引受条件等について

(1) 共済制度の仕組み

- ①一時払こども共済は、被共済者が共済期間内に死亡し、もしくは高度障害等の状態になられたとき、または被共済者が一定期日に生存されているときに共済金をお支払いする共済です。お子様、お孫様等を被共済者、ご両親のいずれかまたはご親族を共済契約者とする共済です。
- ②一時払こども共済は、医療共済を合わせて契約することができます。
- ③共済金のお支払いについて

●一時払こども共済の共済金のお支払い

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
死亡共済金	被共済者が共済期間内に死亡したこと。	一時払こども共済の共済金額	共済契約者
高度障害共済金	被共済者が責任開始の日以後に生じた傷害または疾病により、共済期間内に高度障害になったこと。	一時払こども共済の共済金額	共済契約者
高度障害特別給付金	高度障害共済金を支払った場合であって、その高度障害共済金の支払事由が発生した日の翌日以後5年の間に到来するその支払事由が発生した日の年の応当日に、被共済者が継続して高度障害の状態で生存していたこと。	高度障害共済金の額×10%	共済契約者
進学祝金	被共済者が入学年齢に達する日の翌日の属する年度の2月1日に生存していたこと。	一時払こども共済の共済金額×被共済者の加入年齢による支払率※1	共済契約者
満期共済金	被共済者が共済期間の満了するまで生存していたこと。		

●医療共済の共済金のお支払い

共済金の種類	支払事由		共済金の額		共済金受取人
			200日型	60日型	
入院共済金	被共済者が責任開始の日以後に生じた不慮の事故または疾病により共済期間内に入院したこと。		医療共済の共済金額×入院日数		被共済者
入院前費用給付金	被共済者が責任開始の日以後に生じた不慮の事故または疾病により共済期間内に入院したこと。		医療共済の共済金額×10	—	被共済者
長期入院給付金	被共済者が責任開始の日以後に生じた不慮の事故または疾病により共済期間内に入院をし、入院日数が200日に達したこと。		医療共済の共済金額×100	—	被共済者
手術共済金	被共済者が責任開始の日以後に生じた不慮の事故または疾病により共済期間内に手術を受けたこと。	ア.入院中の手術	医療共済の共済金額×20	医療共済の共済金額×10	被共済者
		イ.入院中の開頭術または開胸術	アの共済金額＋医療共済の共済金額×20		
		ウ.外来手術	医療共済の共済金額×5		
放射線治療共済金	被共済者が責任開始の日以後に生じた不慮の事故または疾病により共済期間内に放射線治療を受けたこと。		医療共済の共済金額×10		被共済者

(2) 共済期間

- こども共済の共済期間は、被共済者の18歳満期です。

(3) 引受条件

①契約・加入年齢	共済契約者の契約年齢	18歳～60歳	②共済金額の最高限度額	被共済者の加入年齢	0歳～5歳 告知書扱い	6歳～12歳 告知書扱い
	被共済者の加入年齢	0歳～12歳		死亡共済金額(こども共済)	500万円	500万円
				入院共済金額(医療共済)	5,000円	10,000円

(4) こども共済および医療共済に付加できる主な特約

特約名	特約概要	最低限度額	最高限度額	契約単位
災害死亡割増特約	不慮の事故による死亡・高度障害を保障する特約	10万円	500万円	10万円
後遺障害特約	不慮の事故による後遺障害を保障する特約	10万円	1,000万円	10万円
短期入院特約	1回の入院支払日数を60日限度とする特約	—	—	—
通院特約	不慮の事故による通院または入院後の通院を保障し、骨折時に一時金を支払う特約	500円	5,000円	500円
先進医療特約	先進医療による療養を保障する特約	—	—	—

※被共済者の健康状態によっては、特別支払条件特約を付加してお引受する場合があります。

その場合には、共済金の額、共済金額の最高限度等の制限があります。

※医療共済の共済金額は短期入院特約を付加した場合は60日型、付加しない場合は200日型となります。

※1 進学祝金・満期共済金の支払率	ご契約時被共済者加入年齢	小学校進学祝金(6歳)	中学校進学祝金(12歳)	高校進学祝金(15歳)	満期共済金(18歳)
	0歳～3歳	10%	10%	30%	50%
	4歳～9歳	—	10%	30%	60%
	10歳～12歳	—	—	30%	70%

※契約者が死亡した場合は、それ以降の支払率が2倍となります。

2 共済掛金について

(1) 共済掛金の算出について

- 被共済者の加入年齢・性別、保障内容等により、共済掛金は異なります。

(2) 共済掛金の払込方法について

- 共済掛金の払込方法は一時払、医療共済及び付帯する特約は全期前納払に限りです。

※その他共済掛金のお取扱いについては、組合担当者にご確認ください。

3 割戻金について

- (1) 割戻金は確定したものではなく、今後の経済情勢、決算結果等により支払われないことがあります。

- (2) 割戻金は、死亡共済金が支払われる等の共済契約が消滅するとき、または共済期間が満了するまで据え置いています。

4 解約返戻金について

- (1) やむを得ずご契約を解約された場合であっても、ご契約時の年齢や共済期間などに応じて算出された解約返戻金をお支払いします。

- (2) ご契約時にお申込みいただいた共済掛金のうち、その一部は年々の死亡共済金のお支払い、および契約の締結・維持に必要な経費に充てられます。そのため早期にご解約される場合、お支払いする解約返戻金がお申込みいただいた共済掛金を下回る場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- (3) 医療共済および付加する特約(災害死亡割増特約、後遺障害特約、短期入院特約、生活習慣病特約、女性疾病入院特約、通院特約、先進医療特約)には、解約返戻金はありません。

5 共済金をお支払いできない場合について

- ご契約関係者の故意または重大な過失、運転資格を持たないで運転している間、または酒気帯び運転している間などによる事故については、共済金をお支払いできません。

参考資料

〈後遺障害等級表より抜粋〉

等級	後遺障害の状態	支払率	等級	後遺障害の状態	支払率
第1級	両眼の視力が0.02以下になったもの	100%	第7級	1足の足指の全部の用を全く永久に失ったもの	30%
第2級	1上肢を手関節以上で失ったもの	80%	第8級	1足の母指を失ったもの	20%
第3級	両足の足指の全部を失ったもの	70%	第9級	1手の母指および示指以外の1手指を失ったもの	10%
第4級	両眼の視力が0.1以下になったもの	60%	第10級	1足の第2足指以下の1足指を失ったもの	5%
第5級	1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったもの	50%	第11級	1耳の耳かくの大部分を欠損したもの	3%
第6級	せき柱に運動障害を残すもの	40%	第12級	1手の母指および示指以外の指骨の一部を失ったもの	2%

〈疾病重度障害状態〉

1 両眼の視力が0.06以下になったもの	13 肺機能に著しい障害を残したもの
2 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの	14 心臓疾病により恒久的に心臓ペースメーカーまたは人工弁を装着したもの
3 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	15 じん臓の機能を失ったもの
4 そしゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの	16 肝臓の機能に著しい障害を残したもの
5 1上肢を手関節以上で失ったもの	17 人工肛門を造設し、かつ、尿路変更術を施したもの、完全尿失禁状態にあるものまたはカテーテル留置もしくは自己導尿の常時施行を必要とするもの
6 1上肢の用を全く永久に失ったもの	18 インシュリン治療を受け、かつ、糖代謝障害による合併症を原因として増殖性硝子体網膜症手術を受けたもの
7 両手の手指の用を全く永久に失ったもの	19 じん臓移植術を受けたもの(自家じん臓移植術を除きます。)
8 1下肢を足関節以上で失ったもの	20 肝移植術を受けたもの
9 1下肢の用を全く永久に失ったもの	21 心臓移植術を受けたもの(心臓弁移植術を除きます。)
10 両足の足指の全部を失ったもの	22 肺移植術を受けたもの
11 精神に著しい障害(精神活性物質常用障害を除きます。)を残し、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており、極めて単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの	23 すい臓移植術を受けたもの(すい臓移植術を除きます。)
12 中枢神経疾患により神経系統の機能に著しい障害を残し、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており、極めて単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの	24 小腸移植術を受けたもの
	25 すい臓の全摘出術を受けたもの
	26 ぼうこうの全摘出術を受けたもの

※被共済者がケガにより所定の後遺障害の状態となった場合又は、病気により重度の障害状態となった場合には、医療共済および付加する特約の共済掛金の払込みは免除されます。

〈通院共済金のお支払い事由〉

- 被共済者がこの特約の効力発生の日または、復活の日以後の不慮の事故により、その不慮の事故のあった日から30日以内に通院し、通院日数が5日以上となったとき。ただし、その事故のあった日から、180日以内の通院に限りです。
- 被共済者が不慮の事故により入院(入院共済金が支払われた、または支払われることとなったものに限る。)し、その入院の退院日の翌日から120日以内に通院したとき。
- 被共済者が疾病により入院(入院共済金を支払い、または支払うこととなったものに限る)し、その入院の退院日翌日から120日以内※1に通院したとき。

※1 悪性新生物を原因とする場合は200日以内となります。

〈骨折給付金のお支払い事由〉

- 被共済者が責任開始の日以後に生じた不慮の事故を直接の原因として、共済期間内に頭がい、せき柱、体幹もしくは四肢※1を骨折したと診断確定※2されたとき。

※1 「四肢」とは、手関節および足関節以上をいいます。

※2 骨折の診断は、医師または歯科医師によってなされることを要します。

〈先進医療共済金について〉

- 先進医療共済金は、公的医療保険制度における評価療養のうち、療養を受けられた日において、厚生労働大臣の定める先進医療に該当する場合にお支払いします。
- なお、先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りです。